

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西の丘地区）を行うことについて平成27年7月22日認可した。

平成27年7月28日

香川県知事 浜 田 恵 造